議事要旨(1)　論点整理「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」のコメントについて

冒頭、秋葉主席研究員より、審議事項(1)-1「公開草案に対するコメントの公表」を用いて論点整理に寄せられたコメント及び当該コメントへの対応案について説明がなされた後、審議事項(1)-2「[検討資料]有価証券の保有目的区分の変更について」を用いて公開草案の方向性に関する事務局案が説明された。

委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- 論点３「その他有価証券から満期保有目的の債券への振替」については、国際的な会計基準との整合性の観点から、一定の条件を満たすことを前提に、稀な状況に限らず振替を認める考え方を検討すべきであるほか、論点４「仮に改正を行う場合の適用時期」に関しては、案ハ「過去の一定の日」も検討すべきではないか。
- ルールを変更することで、財務情報に対する投資家の信用を失うこと、作成者にモラル・ハザードの問題が生じること、会計基準設定主体が信認を失うといった問題が生じる可能性があることから、このような状況で振替を認めることに反対である。
- 適切な開示を伴う振替であれば投資家の信用を失うことはない。市場が機能していない状況下においては、会計基準設定主体が会計の観点から可能な対応を検討することは正しい方向である。論点３については、稀な状況に限らず振替を認めるべきであるほか、論点４については、10 月 1 日とすることが危機対応としての IASB の考え方とも整合的である。
- 現行の会計基準が想定し得なかった稀な状況が実際に生じる中で、企業が保有目的を変更せざるを得ないのであれば、これに対応して会計上も振替を認めることが適当である。論点４に関して 10 月 1 日を適用日としても、論点整理などを経た対応であり、IASB と異なりデュー・プロセス上の問題はない。
- 財務諸表利用者の観点からは振替を認めないのが本来あるべき対応であるが、注記を充実させつつ一定の振替を認めることも含め、公開草案に向けて他の代替案の妥当性についても検討したい。事務局が組み合わせ②を提案している背景は何か。

  この点に対し事務局からは、論点整理に対して寄せられた幅広いコメントの内容を踏まえて組み合わせ②を事務局案としているとの説明がなされた。合わせて、論点３について稀な状況に限定している点について、論点３は今回の IASB の緊急的な見直しとは別の既存の差異に該当するものである旨、また、論点４について、過去に遡った適用が肯定されるのは、すでに保有目的区分の変更の意思決定を行っており、それを客観的に確保できるような場合に限定されると考えられるため、公表日後を事務局案としている旨の説明がなされた。
- 国際的な動向を考慮すれば振替を認めることが適当である。なお、振替が容易であるかのような報道がみられるが、例えば、現行の満期保有目的の厳格な要件を考えれば実際の振替は限定的ではないか。論点３については、稀な状況に限らず振替を認めるべきであるほか、振替に際しての会計処理を具体的に示すべきである。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・　公正価値の考え方等について中長期的に別途の対応を行うのであれば、当面の対応としては、適用時期を含めて事務局案が妥当な対応ではないか。
・　満期保有目的の要件を考えた場合、稀な状況であったとしても、振替が認められるケースは限定的であると考えられる。論点４に関しては、危機対応という点を考慮しても恣意性を排除するためには公表日後が適当である。デュー・プロセスの観点から、公開草案についてある程度のコメント期間を設けるべきである。
・　経営の意思に基づいた保有区分の変更は本来認められるべきであり、振替を認めることに賛成である。論点４については、現実的な対応としての実効性という観点からもう少し検討すべきであろう。

審議の後、西川委員長より、次回委員会での公開草案公表の議決を目標として、本日の委員からのコメントを踏まえて公開草案を作成するとの説明がなされた。

以　上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。